

1. ガイドライン策定等の背景

- 下請代金支払遅延等防止法の対象である「情報成果物作成委託」に係る取引の適正化に対応するため、平成21年2月に策定。
- 著作権の帰属に関する整理表の一部見直しや、適正な製作費（取引価格）の決定に係る望ましいと考えられる取引事例の追加、適正な就業環境の整備に関する新章の追加などの改訂を行った第8版を令和6年10月に公表。

2. ガイドラインの対象

- 放送事業者は、地上基幹放送、衛星基幹放送、衛星一般放送、有線テレビジョン放送等のうちテレビジョン放送を行う者
- 番組製作会社は、上記テレビジョン放送のための放送コンテンツの製作に関わる者（フリーランスを含む。）
（すなわち、地上テレビジョン放送、BS放送、東経110度CS放送、東経124/128度CS放送、ケーブルテレビ等に係る放送コンテンツの製作取引が対象。）

3. 主な内容

- 第1章 書面の交付
- 第2章 取引価格の決定
- 第3章 著作権の帰属
 - (1) 著作権の帰属、窓口業務
 - (2) 放送番組に用いる楽曲に関する取引
 - (3) アニメの製作に関する取引
- 第4章 取引内容の変更・やり直し
- 第5章 就業環境の整備
- 第6章 その他
 - (1) 下請代金の減額
 - (2) 支払期日の起算日
 - (3) 契約形態と取引実態の相違
 - (4) トンネル会社の規制
 - (5) 下請事業者の振興のための取組

●問題となり得る事例（抜粋）

- 発注書の書面交付が行われていない場合があった
- 取引価格等の決定について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった
- 著作権の帰属について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった

○望ましいと考えられる事例（抜粋）

- 放送番組製作委託契約の際、書面が交付されていない場合は、アラートが表示されるシステムを導入している
- 製作会社が著作権を放送局に譲渡する場合には、放送局は製作会社に対し、「著作権の対価」に係る部分を、製作委託費とは別に明示して支払っている
- 制作業務を局と製作会社が共同で行う場合には、著作権を共有する形で契約している
- 取引先との会議は夜間に行わないよう配慮し、会議時間も2時間以内と決まっている